

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市人事委員会  
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第5号

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条の表交通局長の項中「企業職給料表第1」を「企業職給料表」に、「企業職給料表第2」を「土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表」に改める。

第14条の表交通局長の項中「企業職給料表第1」を「企業職給料表」に、「企業職給料表第2」を「土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表」に改める。

第17条第6号中「企業職給料表第1」を「企業職給料表」に改め、同条第7号中「企業職給料表第2」を「土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員の退職管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に離職する職員について適用し、同日前に離職した職員については、なお従前の例による。

(人事委員会事務局)